

千葉市観光振興検討会議
傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市観光振興検討会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、インターネットで公表する傍聴案内（以下「案内」という。）の定めるところによりあらかじめ申込みを行うとともに、会議の開催日にあつては、指定した時間内に、受付において名簿への氏名の記入等を行わなければならない。

(定員等)

第3条 傍聴者の定員は、案内において定める。

2 受付は先着順に行い、定員に達し次第終了する。なお、会議が開始された後は、受付を行わない。

(傍聴者の入場制限)

第4条 次のいずれかに該当する者は、会議会場に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議を傍聴するに当たっては、座長の指示に従うこと。
- (2) 会議中は、静粛に傍聴するとともに、会議における意見等に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会議中は、立ち歩かないこと。
- (4) 会議会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会議中は、携帯電話等の通信機器その他音を発する機器の電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

- (6) 会議会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 会議会場において、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、のぼり等を掲出し、又ははち巻、腕章等を着用しないこと。ただし、報道機関が着用する腕章は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(秩序の維持)

第6条 座長は、この要領に違反した傍聴者を退場させることができる。

附 則

この要領は、令和6年11月20日から施行する。